

平成23年10月5日

お知らせ

資料提供先：島根県政記者会

**特殊車両・不正軽油の合同取締を実施します！
～安全、安心でより良い環境作りのために～**

このたび国道9号において、松江警察署協力の下、松江国道事務所の特殊車両指導取締及び島根県東部県民センターの不正軽油の抜取調査を行います。

特殊車両の違反車両は橋梁や道路の保全を阻害するばかりでなく、重大事故を招く事もあります。また不正軽油は軽油引取税の脱税、環境汚染の原因にもなっております。

このような違反車両を一台でも減らし、より良い環境作りのために合同取締を実施します。

取締日時：平成23年10月12日(水)9:30～11:30
雨天時は翌13日に延期(13日雨天の場合は中止)

取締場所：国道9号 宍道取締基地
松江市宍道町佐々布地内 詳細は別紙参照

協力：島根県警察松江警察署

留意事項：報道解禁は下記の通りとさせていただきますのでご協力お願いいたします。

ラジオ、テレビ・・・取締日(10月12日)の15時以降
新聞・・・・・・・・・・取締日(10月12日)の夕刊以降
雨天延期時は10月13日

なお、取締時のカメラ取材は可能です。

【問い合わせ先】

(特殊車両指導取締に関する問い合わせ)

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所
島根県松江市西津田2丁目6番28号

副所長(管理) よしおか はるひこ
吉岡 晴彦 (内線205)

(事業担当)管理第一課長 よしき たつお
吉木 辰男 (内線405)

(広報担当)調査設計課長 にしのはら まさし
西ノ原 真志 (内線451)

TEL: 0852-26-2131 (代表)

FAX: 0852-22-9731 URL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

(不正軽油抜取調査に関する問い合わせ)

島根県総務部税務課課税グループ

グループリーダー かまた まさふみ
鎌谷 正文

TEL: 0852-22-5892 (代表)

別紙

位置図



取締状況



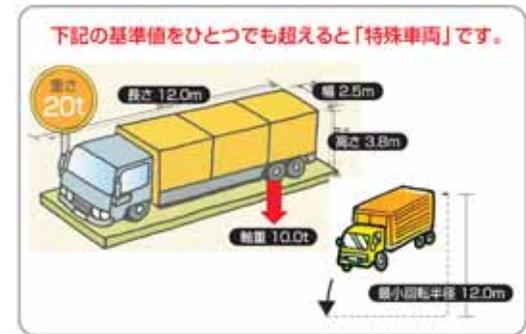
大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラーなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）



申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

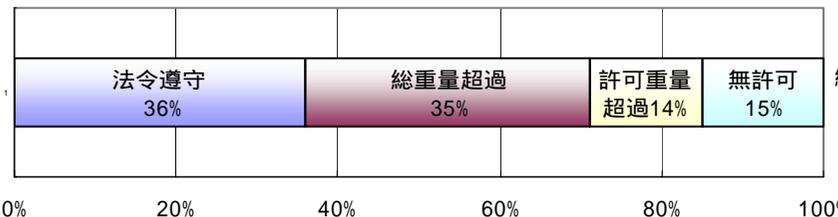
申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備え付けが必要です。

無視できないルール違反

半数以上の大型車がルールを守っていません。



総重量20トン以上の車両
(平成20年5月時点)

ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ